

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成29年度第2回松阪市行財政改革推進委員会	
2. 開催日時	平成29年11月17日(金) 午後1時30分～午後2時57分	
3. 開催場所	松阪市役所 本庁舎5階 特別会議室	
4. 出席者氏名	委員	落合 隆 委員長 塩谷 明美 副委員長 小山 利郎 竹川 博子 村田 善清
	事務局	加藤 正宏 企画振興部長 中林 穰太 市政改革課長※推進チーム兼任 西口 裕登 市政改革課改革係長 大喜多 秀一 市政改革課改革係員 田中 広毅 市政改革課改革係員
	推進チーム	刀根 和宜 経営企画課長 田中 靖 情報企画課長 (中林 穰太 市政改革課長) 高木 達彦 地域づくり連携課長 山口 博司 総務課長 近田 雄一 財務課長 松本 健 職員課長
5. 公開及び非公開	公開	
6. 傍聴者数	2名	
7. 担当	松阪市企画振興部市政改革課 TFL 0598-53-4363 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

平成 29 年度 第 2 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 29 年 11 月 17 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 57 分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

出 席 者：塩谷明美（副委員長）、落合隆（委員長）、小山利郎、竹川博子、村田善清

事 務 局：加藤正宏 企画振興部長、中林穰太 市政改革課長、西口裕登 市政改革課改革係長、
大喜多秀一 市政改革課改革係員、田中広毅 市政改革課改革係員

推進チーム：刀根和宜 経営企画課長、田中靖 情報企画課長、（中林穰太 市政改革課長）、高木
達彦 地域づくり連携課長、山口博司 総務課長、近田雄一 財務課長、松本健 職
員課長

傍 聴 者：2 名

事 項：1. 「行財政改革」取組について

2. 「松阪市民間活力の導入に関するガイドライン（素案）」について

3. その他

（午後 1 時 30 分開始）

司会）

ただ今より、平成 29 年度第 2 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

（欠席者の報告）

資料の確認；

- ・「事項書」
- ・【資料 1】「おくやみコーナー」を新たに設けます！（広報まつさか 11 月号記事）
- ・【資料 2】平成 29 年度「行財政改革」に関するアンケート 集計結果（報告）
- ・【資料 3】市長と語る会
- ・【資料 4】「松阪市民間委託等の導入に関するガイドライン（素案）」
（ここまで事前配布済）
- ・【資料 5】まつさか若者クラブ～MYC～ 開催概要（当日配布）
- ・ご遺族の為のおくやみハンドブック（当日配布）

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

ここからの進行については、委員会規則第 5 条に基づき、委員長に交代する。

委員長)

それでは、議事を進める。

事項 1 「「行財政改革」取組について（報告）」に関して、事務局より説明いただく。

1. 「行財政改革」取組について（報告）

事務局)

「事項 1」では、前回（8/17 開催）第 1 回委員会以降に実施した「行財政改革」取組についてご報告させていただく。

報告は 4 項目あり、それぞれ、資料に基づき担当課より説明申し上げる。

1-①おくやみコーナー（【資料 1】及び「ご遺族の為のおくやみハンドブック」に基づき説明）

市政改革課長)

前回委員会において、市長から、「ライフイベント」に特化し、包括的に案内・相談ができる窓口体制を構築し、秋ごろを目途に一部先行実施をめざすよう「諮問」を受けている」と報告したが、その後の市内部での協議・検討、調整の結果、11 月 1 日より、市役所に新たな窓口「おくやみコーナー」を設置した。

「おくやみ」に関する届け出は、市内全域で年間約 2,000 件あるが、転入、転出、出生、婚姻といった他の「ライフイベント」に比べ手続きが煩雑なものが多く、ご遺族が手続きを行うというため、「そもそも、どこで、どのような手続きが必要なのか」を把握することは難しく、結果的に、「何度も市役所に行かなければならなかった」という声が多く聞かれる。

市役所内部においても、「おくやみ」に関する手続きを包括的に把握している部署はなく、各課間の連携も十分に取れていない状態にあった。

このような状況に対し、「何度も市役所にお越しいただく必要がないように」という視点から、「おくやみ」の申請・手続きに関連する各課でワーキンググループを組織し、様々な角度から検討・協議を重ね、9 月 12 日に市長に対し「答申」を提出した。この答申に基づき、戸籍住民課を中心に専任職員を配置する等、実務を想定した体制を整備し、11 月 1 日よりサービスを開始している。

「おくやみコーナー」では、死亡届を届け出る際に「おくやみハンドブック」を配布し、ご遺族の「どこで、どのような手続きが必要なのかわからない」という悩みの解消をめざしている。

この中には、市役所で手続きが必要なものをはじめ、市役所外の生命保険や預貯金、電話契約に至るまで、一般的に想定される手続きと、その手続きに必要なと思われる書類等準備物を掲載しており、ご遺族は予め必要な手続きを想定し、持ち物を準備した上で来庁いただくことができる。

また、このハンドブックには、ご遺族が受給できる可能性のある各種手当等の制度や、相続に関する案内も掲載している。

また、「おくやみコーナー」にお越しいただく際は、故人の情報を専任職員が聞き取り、必要な手続き等を選別した上で担当課とのマッチングを行う。その中で、「おくやみコーナー」でも手続き可能なものについてはその場で手続きを済ませ、各課にて詳細な聞き取り等が必要な手続きについては、専任職員が各課に連絡し順次ご案内させていただく。「おくやみコーナー」は事前予約も受け付けており、できる限り、スムーズに手続きを終えていただけるよう努めている。

なお、サービス開始から 11/15 までの 11 日間で、電話相談等も含め、75 件にご対応させていただいており、従前は各課にて行っていた手続きの内、37.5%を「おくやみコーナー」で実施しており訪問窓口数の抑制に一定の成果を上げている。

委員長)

ただいまの説明について、質問等ないか。

委員)

「おくやみコーナー」の営業は平日に限定されるのか。休日に死亡届を提出する方へはどのように対応するのか。

市政改革課長)

土曜・日曜・休日は「おくやみコーナー」は開設していない。

なお、平日の利便性を高めるため、「予約制」を採用している。

事務局)

親族が亡くなった際は、まず、使者等を通じて市へ「死亡届」をご提出いただく。この「死亡届」については、開庁時間外においても、本庁及び各振興局の当直が「受付」を行っている。この際に、「ご遺族の為のおくやみハンドブック」を手渡している。ハンドブックには、「おくやみ

コーナー」の受付時間と、電話予約の案内が記載してあるため、以降の手続きについては、ご遺族が、平日にご調整の上お越しいただくことになる。

委員)

従前は、開庁時間外に死亡届を当直へ提出すると、「埋・火葬許可証」等の交付が受けられたと思うが、この体制に変更はないということか。

事務局)

死亡届受付時の「埋・火葬許可証」等の交付はこれまで通り行う。従前のサービスに、「ご遺族の為のおくやみハンドブック」の交付が追加されたということである。

1-②「行財政改革」に関するアンケート（【資料 2】に基づき説明）

市政改革課長)

これは、今年 10 月に市職員を対象に実施した「行財政改革」に関するアンケートの集計結果である。1 ページ目下段にあるとおり、今年度で 2 回目の取組になる。

昨年度の実績については、昨年度の委員会でも多数ご意見等頂いたとおり、回答率が低く、また、保育園や幼稚園等、本庁外の事務所に対する周知等が不十分であったために回答状況に偏りが生じた結果となったことが否めないものとなり、加えて、回答しやすさを意識するあまり、設問が総論的になってしまい、若年層への意識付けが課題であることは見てきたものの、分析結果を効果的に活用していくことに課題が残った。

これらの反省を基に調査手法等を見直し、今年度は 91.4%という高い回答率が得られた。

また今年度は、「行財政改革」の認知度」や、「市が重点的に取り組んで聞くべきもの」といった、昨年度同様の設問により、職員意識の経年観測を目的とするとともに、「行財政改革」を推進している各課が、今、職員に対して問いたい事項を設問に反映することで、実際に市が取り組んでいる内容を、広く職員に認知させることも目的としており、9 割以上の職員がアンケートに取り組んだ実績を鑑みると、本アンケートは、「行財政改革」取組の情報発信・PR としても効果があったと考えている。

職員の意識調査という点では、今年度は多くの設問に自由記述欄を設けた結果、多くの意見が寄せられた。これら職員の声や課題を、どのように「行財政改革」に反映させていくのかが今後の課題となる。

今回提示している資料はあくまで速報としての集計結果であり、今後どのように分析し、またその分析結果を活用していくのが重要であると考えている。

委員よりいただくご意見等も参考にしながら今年度中に報告書として取りまとめ、各課へフィードバックを行い、それぞれの「行財政改革」取組をより効率的・効果的に実施するための具体的な対策につなげていきたい。

委員長)

ただいまの説明について、質問等ないか。

委員)

回答率が前回に比べ大きく改善したことは評価したいが、なぜ 100%に達しなかったのか。業務の一環として実施している以上、各組織の然るべき者が責任をもって管理できていれば、限りなく 100%に近づくはずではないか。

市政改革課長)

今年度のアンケート調査実施に際しては、前回の反省を踏まえ、周知方法、各部局への協力依頼方法等を見直し、また、前回調査時において「行財政改革」に対する認知度・理解度が低かった若年層に対する研修を行う等、できる限りの改善を図ってきた。その点において、今回の回答率は、これらの改善による一定の成果を示していると考えている。

ただ、委員の意見のとおり、まだ回答率に向上の余地がある以上、引き続き改善を行ってまいりたい。

委員)

事務局の工夫では 100%の回答率を達成するのが困難であるならば、このアンケート調査を職務命令としてはどうか。

業務の一環としてのアンケート調査は回答を義務付けるべきではないか。

市政改革課長)

アンケート調査の実施手法については、本日いただく意見等も踏まえ、再考してまいりたい。

委員)

【資料 2】 P.15 以降には、各設問に対する自由記述意見が掲載されているが、「市が今後重点

的に取り組むべきもの」に関する設問において、「アルバイト感覚の職員への指導」という意見がある。ごく少数の職員のことであるとは思いますが、本来であれば、採用時の初任者研修等を通じて、このような職員はゼロにしなければならない。

これは、「行財政改革」の取組ではなく当たり前のことであると思うが、いかがか。

市政改革課長)

【資料 2】 P.15 以降の自由意見については、寄せられたものをすべて掲載している。

多くの職員が、アルバイト感覚の職員がいると感じているわけではなく、個人の感じ方もあると思う。

委員)

このような声が挙がっているということは、一部の職員にとっては、「アルバイト感覚」と感じる職員が存在するということである。

市役所として、然るべき対応をお願いしたい。

市政改革課長)

市役所として、しっかりと対応してまいりたい。

委員)

同じく【資料 2】 P.15 「市が今後重点的に取り組むべきもの」において、「特に必要のない業務の廃止」という記載があるが、これについてはどうか。

市政改革課長)

事業を実施していく上では、その実績や成果を「評価」し、事業の継続・廃止を判断していくことが重要であり、今年度は、部局長の「実行宣言」及び「松阪市施策評価システム」を試行し、事業を適切に「評価」し、改善又は廃止につなげられる体制の構築に努めているところである。

委員)

本日提示いただいている【資料 2】は、あくまでアンケート調査の集計結果であり、大切なのは、今後この結果をどのように受け止め、事業に反映していくのかという点である。

本アンケート調査に関する今後の展望・スケジュールについて、事務局の考えを伺いたい。

市政改革課長)

今後、本日お示ししている集計結果を分析し、本日委員よりいただいた意見等も参考としながら、今年度中に報告書という形でとりまとめ、各部局へフィードバックし、各部局における「行財政改革」取組の効率的・効果的な推進につなげてまいりたいと考えている。

1 - ③市民懇談会「市長と語る会」(【資料 3】に基づき説明)

事務局)

前回の委員会でもご紹介した、市民懇談会「市長と語る会」について報告させていただく。

今年度は、4 月から 6 月にかけて、市内 11 中学校において、エアコン導入、トイレの洋式化などの教育環境整備等の課題を中心に意見交換を行った。

そして、7 月から 10 月にかけて、第 2 弾と称し、地区市民センターや公民館など全 30 ヶ所において、地域課題等の共有や、解決に向けての話し合いを実施した。

本日は、【資料 3】として、この第 2 弾の内、9 月開催分までの各会場における市民の発言と、それに対する市長の回答を提示させていただく。

担当課である秘書広報課からは、この資料は今後、各会場にて公開するほか、担当各課において協議・検討し、順次対応していくとの報告を受けている。

委員長)

ただいまの説明について、質問等ないか。

委員)

【資料 3】「市長と語る会 第 2 弾」の開催日時・場所を見ると、「松尾地区」での開催が見当たらない。松尾地区では今後開催される予定なのか。

市政改革課長)

「市長と語る会 第 2 弾」の開催場所は【資料 3】のとおりであるが、「第 1 弾(平成 29 年 4 月～6 月)」として、市内 11 の中学校区を対象に実施している。

松尾地区は「中部中学校区」という範囲で、今年度開催させていただいている。

企画振興部長)

「市長と語る会」は、毎年度実施しているが、単年度中にすべての地区で開催することは、時間的に困難であることから、複数年のスパンの中で、不公平感の生じないように開催させていただいている。

委員)

先に、中学校区単位の「市長と語る会」が開催され、松尾地区は中部中学校校区に包括されるとの説明があったが、それだと大河内地区、花岡地区も包括されているが、今回の第 2 弾においても開催されており、松尾地区だけが開催されていないことになるのではないかと。

企画振興部長)

「第 1 弾」は今年 4 月から 6 月の期間に、市内 11 の中学校を会場として、「小中学へのエアコン導入・トイレの洋式化」といった教育環境整備課題にテーマを特化して開催しており、【資料 3】に示す「第 2 弾」は、広く地域課題をテーマに開催しており、若干趣旨が異なることをご理解いただきたい。

先に申し上げたとおり、「市長と語る会」は複数年スパンで市内全地区を均等に回るよう調整させていただいている。

1-④「まつさか若者クラブ」(【資料 5】に基づき説明)

経営企画課長)

「まつさか若者クラブ」は若者の市政への参画意欲への向上と、若者の発想・アイデアを市政へ生かしていくこと等を目的とし、高校 1 年生から 39 歳までを対象とし実施してきた。

【事業概要】

- ・参加申込者数は 54 名（男性 33 名、女性 21 名）※当初想定定員は 30 名
- ・募集方法は市ホームページ等による周知と、無作為抽出した市内在住 2,000 人に対するダイレクトメールの送付（54 名中 22 名が無作為抽出者）。
- ・これまでの開催実績は以下の通り；

第 1 回 まつさか若者クラブ（仮称）キックオフミーティング

と き：平成 29 年 5 月 20 日（土）午後 2 時～

と ころ：松阪市産業振興センター 3 階 研修ホール

参加者：40 名

内 容：任命式 等

第 2 回 まつさか若者クラブ（仮称）

と き：平成 29 年 6 月 24 日（土）午後 2 時～

と ころ：松阪市産業振興センター 2 階 人材育成講座室

参加者：37 名

内 容：「松阪市総合計画」の 7 政策に関するプレゼンテーション 等

第 3 回 まつさか若者クラブ～MYC～

と き：平成 29 年 8 月 19 日（土）午後 2 時～

ところ：松阪市産業振興センター3 階 研修ホール

参加者：24 名

内 容：7 つ政策別のグループワーク 等

第 4 回 まつさか若者クラブ～MYC～

と き：平成 29 年 10 月 14 日（土）午後 2 時～

ところ：松阪市産業振興センター3 階 研修ホール

参加者：23 名

内 容：「市長への提案」に向けた松阪市の「魅力」、「課題」の深掘り 等

「まつさか若者クラブ～MYC～から市長への提案」

と き：平成 29 年 11 月 11 日（土）午後 2 時～

ところ：松阪市役所 5 階 会議室

参加者：21 名（うち 1 名は音声による参加）

提案数：29 提案

11/11（土）に実施した「まつさか若者クラブ～MYC～から市長への提案」では、参加した 21 名がひとりずつ登壇し、市長に対し「私は 10 年後こんな松阪市に住みたい」というテーマで、自身の提案をプレゼンテーション形式で発表し、松阪木綿の活用や、駅前再開発、音楽フェスティバルの開催等多岐に亘る 29 提案がなされた。

それぞれの提案発表のあとには、市長、両副市長より、発表に対する講評・フィードバックを行った。

クラブ会員からの提案内容については、現在市ホームページにて公開中である。

これらの提案を受け、市長からは、「早期に実現可能な提案について、スピード感をもって実行」するよう指示があり、No.9「日本らしさの残る松阪市」の中で提案のあった、「松阪木綿のレンタル着物を着用いただく観光客に対する特別なサービスや割引の実施」というアイデアを受け、市内の有料文化施設（文化財センター、歴史民俗資料館、旧長谷川邸、松浦武四郎記念館、本居宣長記念館 等）の入場料を無料にすることを、先日決定したところである。

また、No.7 の「今日も良い 1 日だったと思える松阪（夜の時間の充実）」の中で提案のあった「夜の松阪観光を観光協会や民間の宿泊施設等と連携し充実してはどうか」という内容について、市の観光施設の開館時間延長等を検討するよう市長より担当部局に対し指示があったところである。

なお、市長からは、次年度も何らかの形で、この事業を継続していきたいとの意向も示されているほか、第 4 回の会合時に参加者に対し実施したアンケートにおいても、「来年度も同趣旨の事業があれば参加したい」と回答された方が 15 名、「参加したくない」と回答された方はいなかった。

現時点で次年度以降の具体的な開催概要等は未定ではあるものの、今年度の実績等を踏まえ、検討を進めているところである。

委員長)

ただいまの説明について、質問等ないか。

副委員長)

多くの若者が参加したことは素晴らしい。

今回の事業は、「市長への提案」という形式であったが、今回の参加者が主体となり、「自分たちで松阪を活性化させよう」というような取組をめざしていくことは考えていないのか。

経営企画課長)

今年度事業としては、「市長への提案」をゴールに据えて実施してきたが、市としても、今後、「まつさか若者クラブ～MYC～」の取組が、若者主体の活動へつながっていくことを期待しているところであり、それが一番よいことであると思う。

副委員長)

次の動きが出るとよいと思う。

委員長)

他に意見等ないか。

私からも 1 点質問したい。

報告にあった「市長と語る会」や「まつさか若者クラブ」等、市は、いわゆる「市民参画」を促す取組に力を入れているように感じるが、それでは、「市民参画」について、どのような取組・工夫を行っているか。

事務局)

市では現在、市民の市政に対する意見を政策・施策に反映させるため、「市長と語る会」等いくつかの取組を行っているが、「市長と語る会」では、参加者の多くがご年配の方であるなど、「幅広い世代からまんべんなく」という状況とは言い難い。

今後は、「まつさか若者クラブ」のような特定の世代にターゲットを絞った取組等、「自分に関係がある」と感じていただける工夫が必要であると感じている。また、前回委員会においてもご意見があったように、「こどもの声を聞く」ということも検討していかなければならない。

委員よりアイデア等あればお聞きしたい。

委員長)

委員より意見等ないか。

副委員長)

先ほど、「まつさか若者クラブ～MYC～」の取組について申し上げたとおり、「意見を聞く場を設ける」ことは大切であるが、特に若年層に対しては、「自分たちで考えたことを自分たちで形にしていく」という経験が少しずつでもできれば、意識的にも変わっていくのではないかと思う。

近年子どもたちは「何事に対しても諦めがち」と言われるが、大人たちがしっかり付き合っていくことが大事であり、最後まで自分たちで考えることができれば、ひとつひとつクリアできていくのではないかと感じる。

子どもたちが学校を超えて、こういう場に参加できていることは素晴らしいと感じる。

委員)

いかに「気楽に」参加できる場所を提供し、かつ参加者が何らかの「成功体験」を得られる取組を行うかが重要ではないか。

若年層であれば、お祭り等に彼らが参画できる機会を提供し、その中でチャレンジを行い、「成功体験」を積み重ねていくという経験が意識の改革につながっていくと思う。

待っていては何も始まらないので、こちらから積極的に仕掛けていくことが重要ではないか。

企画振興部長)

先ほど経営企画課長からも説明申し上げたとおり、「まつさか若者クラブ～MYC～」参加者に対しアンケートを行ったところ、「こういった機会がもっとあるとよい」といった声や、今後より良い事業となるための改善点の提案等、ほとんどの方から前向きなご意見をいただいた。

アンケート結果を受け、市としても、「気楽に」参加できる機会を創出することの重要性を

感じているところである。

各年代層に幅広く市政に参画いただくためには、市側の積極的な働きかけにより、対象世代の自主性を引き出していく取組が必要なのだと改めて感じた次第である。

次年度以降も、さらなるアイデアをもって取り組んでまいりたい。

委員長)

他に質問等ないか。

これにて、事項 1 「「行財政改革」取組について（報告）」を終了する。

2. 松阪市民間活力の導入に関するガイドライン（素案）について

委員長)

続いて、事項 2. 「松阪市民間活力の導入に関するガイドライン（素案）について」に移る。
事務局より説明いただく。

市政改革課長)

資料 4 「松阪市民間活力の導入に関するガイドライン（素案）」に沿って説明させていただく。

(1 ページ目)

市では、平成 17 年の市町合併後、「松阪市行財政集中改革プラン（以下「改革プラン」という。）」に基づき「民間活力の導入」を推進するため、具体的年次計画である「松阪市民間委託等推進計画」を平成 19 年 3 月に策定し、主に、公共施設の管理業務を中心に、全庁的に「指定管理者制度」や「民間委託」等の導入を進めてきた。

「改革プラン」の計画年度が終了した平成 22 年度以降は、各部局各課独自の判断において「民間活力の導入」の是非を判断している状況にある。

昨年度策定した『松阪市行財政改革推進方針（以下「行革方針」という）』では、「選択と集中」、「行政経営」という考えのもと、改めて「民間活力の導入」を市の「行財政改革」における重要な「改革の視点」と位置づけ、ふたたび全庁的な視点で「民間活力の導入」の推進をめざしていくこととしており、全庁的な「民間活力の導入」に対する考え方について整理し、「松阪市民間活力の導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」としてとりまとめたいと考えている。ガイドラインは、本日提示する素案を基に、来年度の策定をめざしている。

(2 ページ目)

市の「民間活力の導入」推進の目的について

- (1) 事務・事業の「選択と集中」の促進
- (2) サービスの質の向上と効率化
- (3) 新たな事業機会とサービスの創出

(3 ページ)

「民間活力の導入」を検討する上で予め確認しておく事項について

- (1) 対象業務について…「行政が実施することが法令等に規定されているもの」、「行政の意思決定や危機対応等に関するもの」は対象から除外する。
- (2) コストメリット
- (3) 「民間活力の導入」効果の最大化
- (4) 市場性及び競争性
- (5) 公共性及び公平性

(4 ページ)

「民間活力の導入」手法の選定フローについて

「行政が実施することが法令等に規定されているもの」、「行政の意思決定や危機対応等に関するもの」以外は、原則として選定フローによる「民間活力の導入」を検討するものとする。

また、「松阪市ジョイントパートナー制度」については、本委員会にも、制度設計、審査過程でもお世話になり、平成 27 年度には、当時の市の約 1,000 にも上る全事業を対象に、民間提案を募集した経緯があるが、この制度の考え方を民間活力の募集窓口として位置づけ、市が「民間活力の導入」検討時点から民間のノウハウやアイデアを取り入れることができる体制を整える。

これにより、これまで市内部におけるサービスの実施手法の検討プロセスの段階から民間の視点を取り入れていくことが可能になり、事業者の参入による市場の活性化や、行政の思い込みにつわれない新たなサービスの提供手法の創出が期待できると考える。

なお、フローを進めた結果、「民間活力の導入」が望ましいと判断できる場合は、副市長を委員長とし、部長級職員で構成する「民間活力の導入」の最終的な選定機関「民間委託等検討委員会」において、最も適した実施手法を選択するものとする。

(5 ページ、6 ページ)

具体的な「民間活力の導入」手法について

本ガイドラインは、あくまで「民間活力の導入」の判断基準と、適する手法を示すものであり、各手法の具体的な運用方法等については、各手法の運用マニュアル等の策定及び見直しによる整備を行い、「民間活力の導入」を推進する体制を構築していく。

以上の内容を素案として、本委員会の意見等も参考としながら、策定を進めてまいりたい。

なお、本ガイドラインについては、事務・事業の「選択と集中」を促進していくため、市が予算や事業内容を検討するタイミング等において活用することを想定している。

委員長)

ただいまの説明について、質問等ないか。

委員)

今回示されているガイドライン（素案）の図は、「行革方針」に掲載されているものと同ーのようであるが、この2つはどのような関係性にあるのか。

事務局)

昨年度、本委員会委員においても策定にご協力いただいた、「行革方針」においては、重要な取組の視点のひとつとして「民間活力の導入」を掲げている。

今回お示しするガイドライン（素案）は、「行革方針」における「民間活力の導入」の項（P.34～36）について、より各論的な内容をとりまとめた冊子である。

委員ご指摘のとおり、ガイドライン前半には、総論部として「行革方針」の図表等を引用し、後半部分に各論にあたる具体的な内容を記載している。

市政改革課長)

ガイドラインの策定については、「行革方針」P.35 具体的取組の1項目として「体制の整備と「(仮)民間委託等の導入に関するガイドライン」の策定」として記載しており、これを受けて、このたび素案を策定した。

委員)

ガイドライン（素案）P.4 の「民間活力の導入」手法選定フロー」を見ると、「民間委託等検

討委員会」や、「松阪市ジョイントパートナー制度」等、既に存在するものが位置付けられているが、これらの委員会や制度の実績を、本ガイドライン策定にどのように反映させているのかを伺いたい。

事務局)

現在、市の「民間活力の導入」については、各課の判断に委ねており、「民間活力の導入」状況は課によってばらつきがある。

市が今後、「民間活力の導入」を推進していく上では、全庁的に統一した基準や考え方を示すべきであり、この中で、部局長等で構成する「民間委託等検討委員会」を、全庁的に「民間活力の導入」の是非を判断する機関として位置付ける等、体系的整理を行いたいと考えている。

そこで、ガイドライン（素案）P.4「「民間活力の導入」手法選定フロー」のとおり、「民間委託等検討委員会」等を位置づけ、相関性を高め、連動を図ることで、市の「民間活力の導入」をより促進させ、またガイドラインとして全庁的に浸透させることで、「行革方針」に掲げる経営資源の「選択と集中」の実現をめざすものである。

委員)

「行革方針」P.36「取組スケジュール」を見ると、このガイドラインの素案策定は、当初平成 30 年度を予定している。スケジュールを前倒しているのはなぜか。

事務局)

ご指摘のとおり、当初、本ガイドラインは平成 31 年度中の策定をめざしていた。

しかし、現在市では、「施策評価システム」の導入を試験的に進めており、事務・事業を定量指標により「評価」し、PDCA サイクルを有効に機能させていく体制の構築に注力している。

「評価」結果に基づき、事務・事業の見直しを促進していく上では、「継続（改善）」、「廃止」に続く選択肢として、民営化を含めた「民間活力の導入」が重要な視点であり、本ガイドラインは、「評価」を経て、事務・事業を見直す段階で活用すべきものと位置けるべきであると判断し、予定を前倒して、来年度の策定をめざすものである。

委員長)

ガイドライン（素案）P.4「「民間活力の導入」手法選定フロー」に基づく検討は、市のどの機関で実施されるのか。

事務局)

ガイドライン（素案）P.4「民間活力の導入」手法選定フロー」における市の検討プロセスについては、各課が自課の事務・事業を見直す際に、参考としていただきたいと考えている。

先に申し上げたとおり、現在も、「民間活力の導入」は各課の裁量で検討しているが、本ガイドラインにより、判断基準を全庁で統一していきたいと考えている。

なお、本ガイドラインの中では、全庁的な合意形成の機関として、「民間委託等検討委員会」を位置づけている。

委員)

現在、具体的に「民間活力の導入」を検討あるいは研究している事業等はどの程度あるのかお聞きしたい。

事務局)

現在のところ、具体的に「民間活力の導入」を予定している事業というのは、把握していない。

ただ、今後、市が新たな事業を行う際には、このような統一したフィルターで検討を進めなければならないのはもちろん、既存の事業についても定期的に「民間活力の導入」の是非について検討が必要であると考えている。

委員)

「民間活力の導入」については、サービスのあり方にも影響を及ぼすものであり、市民にとっても関心が高い事項であるため、市が「民間活力の導入」を検討する際は、早い段階で、市民にも情報公開していただければ、市民も関心を持ち勉強もできる。

委員長)

ほかにないか。

それでは、これにて、事項書「2. 今年度の行財政改革取組について」を終了とする。

3. その他

委員長)

それでは、「事項3. その他」に入る。事務局・委員より何かあるか。

事務局)

前回委員会でも申し上げたとおり、みなさまの委員任期が今年12月17日をもって満了する。

このことについて、企画振興部長より一言ごあいさつ申し上げます。

企画振興部長)

※ごあいさつ

事務局)

先ほど部長が申しました通り、市といたしましては、現委員みなさまに、引き続き本委員会へのご協力いただきたいと考えている。

ただいま配布した、「松阪市行財政改革推進委員会委員の就任について（依頼）」の内容をご確認いただき、後日、ご意向をお知らせいただきたくお願い申し上げます。

委員長)

その他、委員よりないか。

これにて、本日の議事は終了とする。

事務局)

本日の議事録については、昨年度の委員会同様、公開の対象となるため、事務局でとりまとめた後に各委員宛に送付させていただく。

議事録に修正等必要な場合は、市政改革課まで連絡いただきたい。

委員におかれては、2 年間本市行財政改革の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。本委員会は今年 12 月 17 日をもって現委員の任期を満了し、以降、新たな体制でリスタートすることとなる。

なお、新体制 1 回目の委員会は来年 2 月初旬に開催し、「平成 29 年度の取組総括」を予定していることを、ご報告申し上げます。

以上で、平成 29 年度第 2 回松阪市行財政改革推進委員会を終了とする。

以上
(午後 2 時 57 分 終了)